

ご注意ください！ 蚊による感染症



ウイルスなどの病原体に感染した人や動物の血を吸った蚊に刺されることで、さまざまな感染症にかかる恐れがあります。海外では蚊を媒介とする感染症が多く報告されています。蚊が媒介する感染症にかからないための予防対策を心掛けましょう。

▶蚊に刺されない

- 屋外活動の際は、長袖、長ズボンを着用し裸足でのサンダル履きは避け、できるだけ肌の露出を少なくしましょう。
- 虫よけ剤を正しく(使用上の注意をよく確認して)使用しましょう。
- 海外へ渡航する際は、渡航前に現地での蚊を媒介とする感染症の流行状況を把握しましょう。

▶蚊を増やさない、屋内に入れない

- 蚊は、植木鉢の受け皿や屋外に放置された空き缶に溜まった雨水など、小さな水たまりで発生します。日頃から住まいの周囲の清掃を心掛け、水たまりをなくしましょう。
- 網戸や扉の開閉を減らし、蚊取り線香を使用するなどして、家の中への蚊の侵入を防ぎましょう。

☎ 県保健医療政策課 ☎ 048・830・3557

食中毒に 注意しましょう！



暑い季節は、細菌による食中毒の発生が多くなります。特に食肉から検出されるカンピロバクターや、腸管出血性大腸菌O-157による食中毒には十分な注意が必要です。食中毒予防の3原則を習慣にして、細菌から身を守りましょう。

食中毒予防の3原則

①菌を付けない

- 十分に手洗いをしましょう。
- 生肉とそれ以外の食品を扱う場合、トンブ、箸は必ず区別しましょう。
- 生野菜はよく洗って食べましょう。

②菌を増やさない

- 細菌が増殖しないよう低温保存(10℃以下)しましょう。

③菌をやっつける

- 食品は中心部までよく加熱(75℃以上、1分間以上)して、すぐに食べましょう。また、生や加熱不十分な状態では、絶対に食べないでください。

☎ 熊谷保健所 ☎ 523・2811

7月は 「社会を明るくする運動」の強調月間です。

～ 犯罪や非行を防止し、
立ち直りを支える地域のチカラ ～



♥ 再出発を見守る社会へ！

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。法務省が主唱し、今年で69回目を迎えます。

犯罪からの立ち直りには、彼らを見守り支える地域社会の温かい心が必要です。また、彼らが立ち直り、二度と犯罪を起こさなければ、私たちが暮らす地域も安全で安心なものになります。

期間中、町では深谷地区保護司会寄居支部や寄居地区更生保護女性会を中心に、関係団体との合同パレードをはじめ、学校訪問・街頭広報活動などが行われます。

皆さんで対話とふれあいの輪を広げ、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えましょう。

☎ 健康福祉課 ☎ 内線121

♥ 愛の募金にご協力ください！

寄居地区更生保護女性会(清水ふみ子会長)では、毎年7月に「社会を明るくする運動強調月間」の活動の一環として「愛の募金」を行っています。

この募金は、昭和35年から実施しているもので、町内では更生保護女性会が発会した平成12年度から取り組み、平成30年度には、約44万円のご協力をいただきました。募金は、一部を県内・町内の福祉施設に、また、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、絵本代として町内9カ所の保育所等へ寄附させていただきました。

更生保護女性会は、心ならずも罪を犯した人や、非行少年に温かい手を差し伸べ、立ち直りを支援し、犯罪や非行のない明るい社会を築こうと活動しているボランティア団体です。皆さんの温かいご理解ご協力をお願いします。

☎ 清水ふみ子さん ☎ 581・3331

ご相談ください！ 寄居町成年後見支援センター

寄居町成年後見支援センターでは、成年後見制度の利用が必要な方やご家族に対して相談支援等を行っています。制度の利用に関する質問や、財産管理、契約に関する困りごとなどがありましたらご相談ください。

【成年後見制度とは？】

認知症や障害等により判断能力が不十分な方の契約行為や財産管理を、ご本人に代わり法的に権限を与えられた後見人等が行い、ご本人の生活を保護し支援する制度です。

📅 日 月 金曜日の午前9時～午後5時(祝日と年末年始を除く)

💰 無料

☎ 寄居町成年後見支援センター(寄居町社会福祉協議会内) ☎ 581・8523

介護の仕事に興味がある方の 就職を支援します！

県では、介護の仕事に興味がある方に対して、経験の有無等に応じて、研修の受講から県内介護事業所への就職までを幅広く支援しています。

①介護職員雇用推進事業

介護事業所への就職を希望する方に対し、介護職員初任者研修の受講から県内介護事業所への就職までを支援します。

②高齢者等介護職員就労支援事業

介護の仕事希望している60歳以上の方に対し、研修の受講から県内介護事業所への就職までを支援します。

事業委託元/県福祉部高齢者福祉課

☎ (株)シグマスタッフ大宮支店(受託事業者) ☎ 048・782・5173

お知らせします！ 令和元年度慰霊友好親善事業

〔財〕日本遺族会では、慰霊友好親善事業を実施します。この事業は、戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。日程等の詳細については、日本遺族会事務局へお問い合わせください。

💰 10万円

☎ (財)日本遺族会事務局 ☎ 03・3261・5521

旧優生保護法による 優生手術等を受けた方へ

『旧優生保護法』に基づき、昭和23年9月11日から平成8年9月25日の間に優生手術を受けた方に一時金が支給されます。手続き方法等の詳細は、県の専用ダイヤルへお問い合わせください。

☎ 県健康長寿課・専用ダイヤル ☎ 048・831・2777

7月～11月は 「働き方改革推進期間」です！

県では「働き方改革推進期間」を設定して取り組みを推進しています。

【取り組み】

○期間中の毎月第1、第3水曜日を「県内一斉ノー残業デー」とし、定時退社を呼び掛けます。

○期間中は、5日以上(毎月1日以上あるいは連続休暇の取得など)の年次有給休暇の取得促進を呼び掛け、特に11月14日の「埼玉県民の日」を年次有給休暇取得促進デーに位置付けます。

☎ 県雇用労働課 ☎ 048・830・4516

お知らせします！ 市町村振興宝くじの発売

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

発売期間/8月2日(金)まで

主な当選金と本数

【サマージャンボくじ】

1等 5億円×20本(発売総額600億円・20ユニットの場合)

前後賞 各1億円×40本(発売総額600億円・20ユニットの場合)

【サマージャンボミニ】

1等 3000万円×40本(発売総額240億円・8ユニットの場合)

前後賞 各1000万円×80本(発売総額240億円・8ユニットの場合)

抽選日/8月14日(水)

☎ (公財)埼玉県市町村振興協会 ☎ 048・822・5004

未婚の児童扶養手当受給者の方に 給付金が支給されます！

児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親の方に臨時・特別給付金(1万7500円)が支給されます。詳細は子育て支援課へお問い合わせください。

支給時期/令和2年1月

📅 対次の①～③の要件をすべて満たす方

①令和元年11月分の児童扶養手当受給の父または母

②基準日において、婚姻(法律婚)をしたことがない方

③基準日において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

※基準日/令和元年10月31日(木)

📅 8月1日(木)から子育て支援課へ。

☎ 子育て支援課 ☎ 内線203・204

事業者の皆様！/ 2019年10月1日から 消費税・地方消費税の軽減税率制度がスタート。 仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 10% と、
飲食料品(酒類・外食を除く)
新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの)
に係る軽減税率 8% について

帳簿・請求書・レシート等の記載を
複数税率に対応させる必要があります。
全ての事業者の方に関係があります！
飲食料品等の仕入れがあれば、対応が必要に。

レジや受発注・請求書管理システムの
導入・改修が必要となる場合があります。
中小企業・小規模事業者等の方向けに
軽減税率対策補助金が拡充されました！

制度についてのお問い合わせ
●消費税率軽減税率電話相談センター (フリーダイヤル) ☎ 0120-205-553
受付時間は平日午前9時から午後5時まで。
※ナビダイヤル0570-030-456(通話料がかかります)もご利用いただけます。
●軽減税率対策補助金事務局 (フリーダイヤル) ☎ 0120-398-111
受付時間は平日午前9時から午後5時まで。